議員提出議案第1号

三朝町議会委員会条例の一部改正について

次のとおり、三朝町議会委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成10年3月20日

提出者 三朝町議会議員 田 栗 公 雄

賛成者 三朝町議会議員 岡 本 岩 夫

賛成者 三朝町議会議員 牧 田 武 文

賛成者 三朝町議会議員 御 舩 征 夫

平成1 〇年 3月20日原案可決 三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町議会委員会条例の一部を改正する条例

三朝町議会委員会条例(昭和62年三朝町条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第2条関係)

名	称	定数	所	管
総務	常任委員会	6人	総務課・税務課・企画課及びブランナールみささに 関する事項並びに他の委員会属しない事項	
産業建設常任委員会		6人	農林課・建設課・観光課・水道課及び農業委員会に 関する事項	
教育民生常任委員会		6人	町民課及び教育委員会に関する事項	

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。